

第5次野生鳥獣管理対策アクションプログラム（令和7～10年度）の概要

1 基本方針

（長期目標）
（短期目標）

目指す姿

基本目標

生物多様性と自然環境の保全、持続可能な農林水産業の推進、人身被害の防止を図るため、人と野生鳥獣が共生する社会を構築する。

生態系への影響や農林水産業への被害が大きいため、捕獲や侵入防止等に重点的に取り組み、被害を軽減するとともに、人身被害を防止する。

- (1)生態系への影響の軽減(ニホンジカ等)
伊豆・富土地域の推定生息頭数 32,700頭(R6)→7,000頭(R10)
- (2)農林水産業被害の軽減(イノシシ等加害種)
農林産物等被害額 282百万円(R6)→258百万円(R10)
- (3)人身被害の防止(ツキノワグマ等)
人の活動域における人身被害発生件数 0件(R6)→0件の維持(R10)

2 取組方針と対策

(1)よりの確な現状把握の実施

ア 鳥獣の生態や生息状況の把握と情報共有強化

- ニホンジカの正確な生息頭数の把握 ○カモシカの生息状況の把握 ○カワウの生息実態の把握
- 近隣都府県との情報共有強化・対策の検討 ○ツキノワグマの生息実態調査・対策の検討
- 特定外来生物の生息状況の把握

イ 正確な被害実態の把握

- ニホンジカによる生態系への影響の把握 ○加害鳥獣による農林産物の被害実態の把握
- カワウによる水産資源の被害把握 ○ツキノワグマによる人身被害の把握

(2)捕獲と利活用の推進

ア 生態系に影響を及ぼすニホンジカの捕獲推進

- ニホンジカの管理捕獲の推進 ○ニホンジカ捕獲における市町実施の被害防止目的の捕獲との連携
- ニホンジカに対する狩猟規制や許可捕獲基準と規制の緩和

イ 農林水産業に被害を及ぼす加害種の捕獲促進

- イノシシの捕獲促進 ○加害鳥獣に対する狩猟規制や許可捕獲基準の緩和
- カモシカの加害個体の捕獲 ○カワウの捕獲促進

ウ 人身被害防止のための市街地等における捕獲

- 出沒対応への支援

エ 捕獲した鳥獣の地域資源としての利活用促進

- 捕獲個体の利活用促進 ○ジビエ利活用の促進 ○野生鳥獣肉の安全性確保

(3)被害地等での侵入防止対策の推進

- 農作物被害防止のための侵入防止柵設置等の促進 ○造林地における食害防止のための侵入防止柵等の整備
- ニホンジカに対する南アルプスの植生保護 ○カワウの追い払い

(4)生息環境対策の推進

- 野生鳥獣を寄り付かせず、出沒しにくくする環境づくり ○ツキノワグマの人の生活圏への侵入防止
- 多様な森林へ誘導するための森林整備の推進

(5)対策の実効性確保

ア 担い手の確保・育成

- 捕獲の担い手確保・育成 ○鳥獣被害対策を担う人材の育成 ○ツキノワグマ等出沒時の捕獲従事者向け研修の実施
- カワウの追い払いのための技術習得支援 ○林業の人材確保・育成

イ 技術の開発と新技術を活用した対策の促進

- ニホンジカの捕獲に係るDXの活用 ○野生動物の出沒等リスク評価
- 加害動物の行動特性に基づく防護柵の最適化 ○群れごと捕獲除去する技術の構築
- 複数の加害動物に有効な侵入防止柵による対策促進

効果的な対策に反映

実効性確保